

令和6年2月2日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

「年末困りごと相談会」

2 開催日時及び場所等

令和5年12月16日（土） 10:00～16:00

(1) 電話相談

(2) 面談相談

- ・長野会場：長野市生涯学習センター（TOiGO WEST）
（長野市大字鶴賀間御所町 1271 番地 3）
- ・松本会場：J A松本ハイランド 松本市会館
（松本市深志 2-1-1）

3 開催趣旨

例年、師走になりますと、生活の悩み、金銭的な悩み、職場の悩み、家庭の悩みなどについて、年を越す前にどうにか解決したい、といった相談が多くなります。また、生活困窮状態の方にとっては、年末年始の間、役所が閉庁となるため、大変な困窮状態となる危険があります。さらに、コロナ禍における、いわゆる「ゼロゼロ融資」の返済が昨年から本格化している中、報道等によると、企業等の倒産が急増するのではないかと言及されています。

年末における相談需要に対応し、かつ、市民の生活困窮状態からの脱却を支援するため、司法書士が親身に応えることで、一人でも多くの方に気持ちよく新年を迎えていただければ、という趣旨で、この無料相談会が企画されました。

なお、全国一斉に開催される電話相談とLINE相談に加えて、長野県司法書士会独自の取り組みとして、県内2会場（長野会場、松本会場）で、面談相談を実施しました。

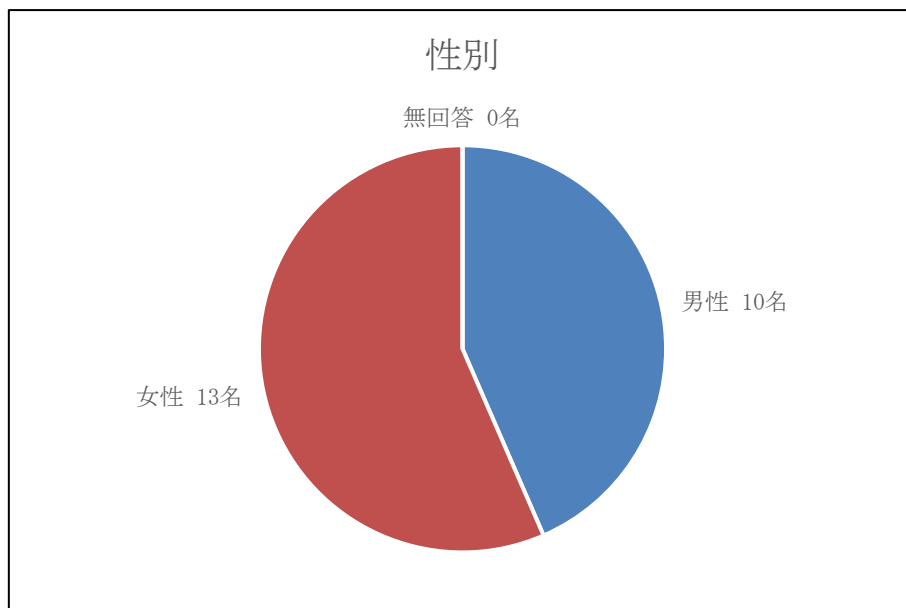
4 相談件数

合計 23件

内訳

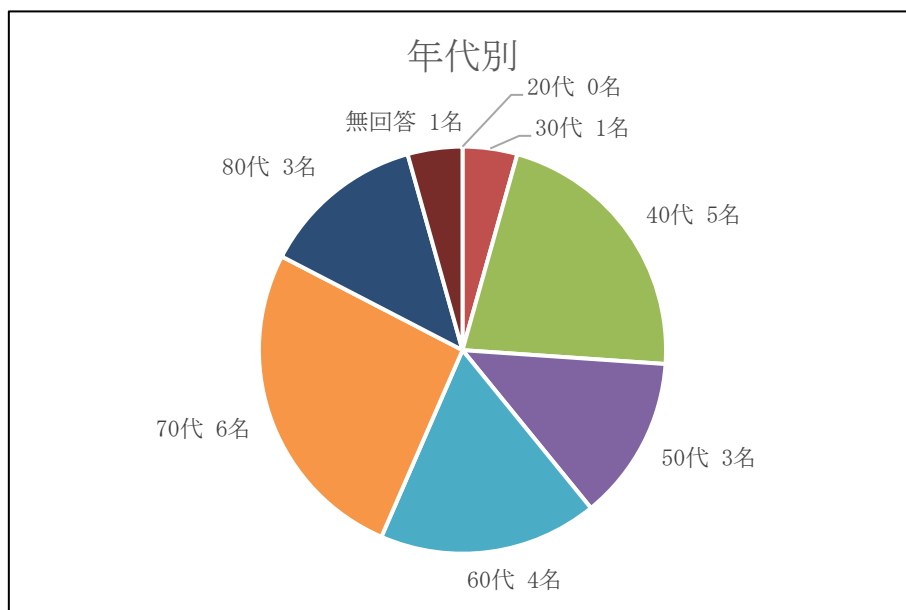
(1) 性別

男性 10名 女性 13名 無回答 0名



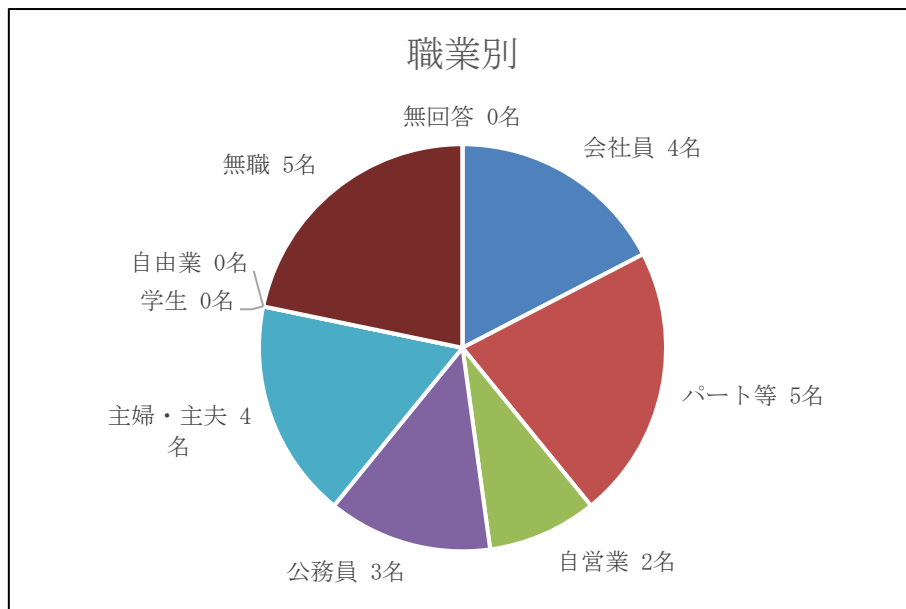
(2) 年齢

20代 0名 30代 1名 40代 5名 50代 3名
60代 4名 70代 6名 80代 3名 無回答 1名



(3) 職業

会社員	4名	パート等	5名	自営業	2名
公務員	3名	主婦・主夫	4名	学生	0名
自由業	0名	無職	5名	無回答	0名



5 主な相談内容

- 自己又は家族の所有する不動産（土地・建物）の売却に関する相談
- 跡継ぎ、相続、遺言、生前贈与、民事信託などに関する相談
- 自己又は家族の借金やクレジットに関する相談
- 自己又は家族の離婚に関する相談

など

6 実施した感想・コメント・今後の対応

当会が「年末困りごと」を冠した相談会（電話相談会を含みます。）を行うのは、平成31年度（令和元年度）に始まりこれで5回目になりました。令和2年度以降コロナ禍にあり電話相談をお受けするのみとなっておりましたが、今年度は電話相談をお受けするほか、長野市内と松本市内に会場を置いて相談会を実施することができました。

今回は、各会場における混乱を防止するために、面談による相談については事前予約制（予約がなくても相談を受け付けるが、事前に予約してくださった相談者を優先する）を採用したためもあってか、従前より相談件数が少なくなったものの、それでも合わせて23件というたくさんの相談をお受けする結果となりました。特に松本会場については、事前の予約の問い合わせが当会の想定を超えるほど多く寄せられました。

今回は、令和6年4月から始まる相続登記の申請義務化を控えて、不動産に関する相談や相続・遺言などに関する相談が多く見られました。また、ご家族間における様々な困りごとに関する相談もございました。年末年始にご家族でお話しになるきっかけにさせていただけたなら幸いです。

当会では、今後も関係する団体とも連携を図りつつ、本相談事業を継続して行きたいと考えています。